

工事・作業許可申請(届)の手引き

平成19年4月

佐世保海上保安部 交通課

海上保安協会佐世保支部

目 次

1	工事・作業許可の目的は？	1
2	許可申請が必要な海域は？	1
3	工事・作業とは？	2
4	許可申請を行うべき「工事又は作業をしようとするもの者」とは？	2
5	申請時期は？	2
6	申請方法は？	3
7	工事内容等に変更を生じた場合は？	9
8	工事の完了時には？	10
9	その他参考事項	10
10	港則法適用港以外の工事・作業は？	11
11	工事・作業及び標識に関する問い合わせ先	11
12	佐世保海上保安部管内港則法適用港【別紙1】	12
13	工事・作業許可申請書(届)【別紙2】	14
14	緊急時の連絡網【別紙3】	15
15	工事・作業内容変更許可申請書(届)【別紙4】	16
16	期間変更許可申請書(届)【別紙5】	17
17	使用船舶変更届【別紙6】	18
18	工事・作業完了届【別紙7】	19
19	残存機雷等危険海面図【別紙8】	20
20	使用船舶一覧表【別紙9】	21
21	潜水土一覧表【別紙10】	22
22	警戒船調書【別紙11】	23
23	簡易標識調査票【別紙12】	24

本書は、海上保安協会佐世保支部の補助により作成されたものです。
海上保安協会への加入については下記まで

海上保安協会佐世保支部

〒857-0851

佐世保市稻荷町3番7号 西九州倉庫株式会社 総務課内

TEL0956-34-6611

1 工事・作業許可の目的は？

港則法に基づく特定港内、適用港及びこれらの港の境界附近において、工事・作業が実施される場合、一定の海域が占用され、また、作業船が直ちに移動出来ないなど船舶交通及び港の整頓が阻害される恐れがあることから、特定港にあつては港則法第31条の規定により各港長が、適用港については同法第37条の3により、各海上保安部長の許可制度により工事・作業の実態を明らかにし、船舶交通の安全のために必要な措置を取らせることを目的としたものです。

※ 「港の境界附近」とは、工事又は作業が当該港における船舶の出入港又は在港船舶に影響を及ぼしうる範囲をいいますが、工事等の形態により異なるため事前に別途ご相談下さい。

港則法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第37条の3

…第31条…の規定は、特定港以外の港にこれを準用する。…

罰則港則法第41条、法第45条関係

本条第1項の規定に違反して許可を得ないで工事又は作業をした者又は第2項の規定に違反して命令された必要な措置をとらなかつた者は3箇月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処せられ、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して本条の違反をしたときは、行為者のほか、その法人又は人も3万円以下の罰金に処せられる。

2 許可申請が必要な海域(港)は？

佐世保海上保安部管内では、別紙1の港に港則法の適用があり、次の区分により申請を受け付けています。

※ 佐世保海上保安部受付

特定港	佐世保港	———	佐世保港長あて
適用港	相浦港、臼浦港、 江迎港、松浦港、 今福港、大村港 小値賀港	——— ——— ——— ———	佐世保海上保安部長あて

※ 平戸海上保安署受付

適用港	平戸港、田平港	}	佐世保海上保安部長あて (平戸海上保安署長経由)
	大島港(的山大島)		
	生月港、津吉港		
開発保全航路	平戸瀬戸		

※ 長崎海上保安部受付

適用港 崎戸港、有川港 ————— 長崎海上保安部長あて

※ 適用海域は、河川部を含む場合がありますので注意して下さい。

※ 「第1橋までが海域だ」と言う既成概念がありますが、港則法施行後に下流部に架橋され上流部の第2架橋が港界となる場合もありますので、河川海域での工事の場合は着手前に問い合わせして下さい。

3 工事・作業とは？

工事……施設の築造、海底の掘り下げ、埋立て等、その場所に将来施設その他こん跡を残すもの、あるいは形状に変更をきたすもの。

作業……潮流観測、磁気探査、沈没物の引き揚げ等、その場所にこん跡を残さないもの、あるいは形状の変更をきたさないもの。

4 許可申請を行うべき「工事又は作業をしようとする者」とは？

許可申請を行う必要がある「工事又は作業をしようとする者」とは、工事又は作業の実施責任者すなわち、施工を指揮監督する権限を有する者のことであり、請負契約を結んで施工の実施が一任される場合には、請け負った元請業者が該当することになります。

※ JV等共同企業体等については、JV自体に法人格があれば実施主体となり得ます。

※ JV等共同企業体等に法人格がなければ、会社から権限を委任された現場代理人の設定により許可申請が可能です。

※ 本社から権限を委任された現場代理人の場合、代理申請が可能です。

※ その他代理申請の場合は、ご相談下さい。

5 申請時期は？

工事・作業は、実施者側での周知活動及び海上保安庁から一般船舶に対する水路通報・航行警報による周知が行われる場合があるほか、必要に応じて、船舶交通の制限・禁止を行うことがありますので、原則として当該工事作業が実施される1ヶ月以前に申請を行うことが必要です。

また、特に大規模な工事・作業については、他の工事等と十分な事前調整期間が必要が必要です。

※ 海難救助、急を要する災害復旧等の工事・作業の場合は、上記原則によらないことがあります。各種事案に応じてご相談下さい。(発注の遅延等は除く。)

※ 申請の受付時間は、土、日、祝日、年末年始を除く0830～1715です。

6 申請方法は？

海上の工事・作業は、多種多様な形態を帯びたもので、その形態に応じて実施者側が、別紙2第9号様式の項目に従って工事・作業の内容、自らの安全対策を明らかにして申請を行い、その内容を審査した後、適正であれば、許可書を交付します。

海上工事・作業の着手は、許可書が交付された後に行うことが可能となります。

これら各記載要領は次の通りです。

(1) 作成用紙及び部数

作成用紙は、日本工業規格A4縦としますが、必要に応じてこの規格によらない関係図面を添付しても差し支えありません。

記載方法は、原則として横書き、提出部数は、1部です。

(2) 表題

工事・作業の内容に応じて「工事許可申請書」若しくは「作業許可申請書」と記載して下さい。

(3) 宛名

前記2の「許可申請が必要な海域(港)は？」の項目を参照して下さい。

(4) 申請者

工事・作業の実施責任者の住所(会社、団体にあつては所在地)、氏名(会社名、代表者名)、電話番号を記載のうえ押印して下さい。

(5) 目的及び種類

単に契約名称である「〇〇港改修工事」だけを記載せず具体的に内容を記載して下さい。

例 〇〇発注の〇〇港改修工事による〇〇岸壁(〇〇メートル)築造工事
(床掘、基礎捨て石、ケーソン据え付け、上部工)

例 〇〇発注の〇〇港改修工事のうち簡易磁気探査及びボーリング地質調査
のように具体的に記載すること。

(6) 期間及び時間

実際に海上工事を実施する希望期日を鉛筆書き(当部で、許可後に明記)し、予備日は別に記載して下さい。また、作業時間を併せて記載してください。

※ 海上における夜間作業については、夜間照明設備等の安全対策が必要ですので、別途ご相談下さい。

※ 契約の都合上、陸上におけるケーソン製作作業等を含む場合、

例 平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで(契約期間)

うち〇〇港の陸上ヤードにおけるケーソン製作工事

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで

うち〇〇港海上工事(床堀、基礎捨て石、ケーソン据え付け、上部工)

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで(日出～日没)

うち予備日

平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで

※ 各日の作業時間の記載例

例 日出～日没

※ 毎日の日出没時間を確認してください。

例 0830～1700

(7) 区域又は場所

海図上の著名物標からの方位(真方位)・距離あるいは北緯、東経による位置で明示し、位置図を添付してください。

例 〇〇港第〇区〇〇岸壁地先

〇〇港〇〇灯台から真方位〇〇度〇〇メートルを中心に半径〇〇メートルの円内

例 〇〇港第〇区〇〇岸壁地先 次のイ、ロ、ハ、ニを結ぶ区域内

イ 北緯〇〇度〇〇分、東経〇〇度〇〇分 ※以下ロ、ハ、ニと続く

例 〇〇港第〇区〇〇岸壁地先

イ 北緯〇〇度〇〇分、東経〇〇度〇〇分(基点)

ロ 基点から真方位〇〇度〇〇メートル

ハ ロの点から真方位〇〇度〇〇メートル ※以下ニと続く

※ 許可申請に使用する目的のみであれば、海図の一部写しを使用することも可能です。

その場合、海上保安庁刊行の図誌の複製である旨明記して下さい。

※ 一時的にでも水域を占有して行われる工事又は作業については、実際に工事の施工、安全の確保に必要な作業区域を設定してください。

(8) 方法

工事又は作業の手順に従い、工種毎に施工内容を具体的に詳しく記載して下さい。

例 簡易磁気探査、ボーリング地質調査の工事の場合

① 工事に先立ち潜水士船〇〇を使用し、フーカー式潜水器具を装着し、簡易磁気探査装置を携行した潜水士〇名(内〇名は補助員)で〇〇の区域を探査します。

探査結果に異常値があれば、ブイにてマーキングのうえ、真鍮突き棒等で異常物を確認し、爆発物でなければ引き揚げ、再度上記潜水士で異常がないことを確認します。

異常値を示す物が爆発物らしき物と思料される場合は、水蓄のまま別紙連絡網により海上保安部に速報します。

- ② 磁気探査の結果、異常がないことを確認の後、〇〇岸壁で組み立てたスパット台船(〇〇m×〇〇m×〇〇m、灯火〇〇表示)を、小型船舶〇丸で曳航のうえ固定し、ボーリングマシンにより海底より深度〇〇メートル付近までを掘削して試料取りを行います。
同様に〇点から〇点までの作業を実施し、終了後は、〇〇岸壁まで曳航のうえ解体し陸上輸送します。
なお、各点の施工期間は約〇昼夜連続設置となります。

例 床掘の場合

- ① 工事に先立ち別途契約による磁気探査を実施して実施結果を当社で確認し、異常物及び異常値がないことを確認して工事に着手します。
- ② 浚渫船〇号を〇〇港から曳航のうえ、転錨船〇丸にて現場海域に4点錨にて固定(錨泊区域別紙〇参照)し、各錨末端に灯火(〇〇※能力を記載)〇基を設置して工事区域を明示した後に、一〇メートルまで浚渫します。(別紙〇参照)
なお、浚渫土は土運船により〇〇まで海上輸送し、埋立土として流用します。(別紙〇参照)
- ③ 浚渫完了後は、測量船〇丸にて測量を実施します。
- ※ 工程に従い順序よく記載すること。
- ※ 別契約で陸上ヤードで作成されたケーソン等を海上輸送する場合は、

例 別契約で既に〇〇港で作成されたケーソン〇基を株式会社〇〇が作業現場まで輸送、当社は、起重機船〇〇で吊り上げ設置します。
等契約別の施工の区分を明らかにして下さい。

- ※ 特殊工法については、工法説明資料を別途添付して下さい。
- ※ 岸壁築造の後に上部工を連続して陸上機械にて施工する場合にも上部工の施工方法を明記して下さい。
- ※ 工事作業区域の中で、実際に起重機船等の錨泊位置(アンカー末端まで)等海域を占有する範囲を明示した図面を添付して下さい。

(9) その他

その他の欄は、標識、警戒船、警戒要領、船舶等に対する危険防止措置等として次のような事項について記載して下さい。

- ① 工事区域の明示について
- ※ 実際に工事の施工、安全の確保に必要な区域を設定して下さい。
- ※ 灯火標識を設置する場合は、規格、灯火の質、色、光達距離、個数、管理方法等を明示したうえ図面上にも記載して下さい。
- ※ 船舶交通に影響が及ぶ工事区域の設定等については、工法作業区域を改めさせる場合があります。
- ※ 船舶交通が輻輳する海域で、赤旗のみの位置表示は、昼間のみ短時間の工事に限られます。
- ※ 工事用灯火は、原則として簡易標識の扱いとなる黄色15カンデラ未満ですが、航路と隣接する場合、工事の期間、内容によっては、灯火の色や規模などを指定することがあるので、別途ご相談下さい。

例 工事作業区域は、昼間は赤旗○本により区域を明示するとともに夜間は、赤旗位置に灯浮標（黄色、○秒○閃、光達距離○km、○社製○型）各1基計○基を設置し位置を明示します。
なお、設置灯火は毎日始業時に点検し、異常がないことを確認します。

② 警戒船、警戒要領について

- ※ 自らの工事従事船舶、人員のみならず付近通航船舶等の交通安全を主とした警戒要領を明記してください。
- ※ 警戒船には、船長以外に工事・作業警戒船業務講習受講証明書を有する専従警戒員を1名以上乗船させ専従警戒に当たらせて下さい。
- ※ 吹き流し、警戒船の表示等有効な警戒船の能力を具備した警戒船を使用して下さい。
- ※ 作業により警戒船を配備することがある場合は、船の配備期間を明示して下さい。
- ※ 陸上警戒員を使用する場合は、他の作業と兼務させないようにして下さい。
- ※ 通航船舶に対する効果的注意喚起を行える汽笛、拡声器、船舶電話、携帯電話、無線機等の設備を備えて下さい。

例 工事作業の実施に当たり、潜水作業及び浚渫作業時には警戒船○丸を航路側に配置し、付近通航船舶に対して、VHF無線機及び拡声器等による注意喚起、情報提供を行います。

なお、付近に通航船舶がある場合には、浚渫船の工事区域への入出作業、転錨作業等は中止し、通航船舶の交通安全を図ります。

例 作業中は、浚渫作業船○号の船上に専従警戒員を配置し、工事作業区域に接近する船舶等の監視を行い必要に応じて作業を中止します。

また、通航船舶に対しては、汽笛、拡声器により、注意喚起、情報提供を行います。

③ 周知について

- ※ 工事・作業の開始前には、現場付近の利害関係者、通航船舶に対して工事内容等につき十分な周知をして下さい。
- ※ 「付近関係者に周知する」とはせず、具体的な周知先を明記して下さい。
- ※ 工事・作業の規模等に応じて、ポスター、リーフレット等により周知活動を行う必要があります。
- ※ 水路通報、航行警報は、必要と判断される場合には当部から手配します。

例 本件工事に先立ち、地元○○漁業協同組合、○○旅客船株式会社、…別紙○(一覧表)の関係船舶には、工事内容を別紙○のリーフレットにより周知し、協力依頼を行うとともに、○○船溜りには、周知用看板を設置して協力を求めます。

④ 気象、海象による中止基準について

- ※ 風力、波浪、視界による中止基準を設けて下さい。
- ※ 参考 気象庁 長崎県の警報・注意報発表基準

- ・強風注意報 平均風速10m/s以上(壱岐・対馬・五島12m/s以上)
- ・風雷注意報 平均風速10m/s以上(壱岐・対馬・五島12m/s以上)
- ・波浪注意報 有義波高2.5m以上
- ・暴風警報 平均風速20m/s以上

- ・暴風雷警報 平均風速20m/s以上
- ・波浪警報 有義波高 6m以上

例 テレビ、ラジオ等気象情報の入手に努めるとともに、作業中止基準を、風速〇メートル/秒以上、波浪〇メートル以上、視界〇メートル以下に定め、いずれかに該当する場合は作業を中止します。(台風、津波等の異常気象時を含む。)

例 長崎北部地方に〇〇注意報、警報が発令された場合は、作業を中止します。(台風、津波等の異常気象時を含む。)

⑤ 潜水作業時における遵守事項について

- ※ 潜水作業時には原則として警戒船の配備が必要となります。
- ※ A旗板の掲揚、パディ(潜水作業員、補助監視員)による作業、船上と潜水土との連絡体制を確保して下さい。
- ※ サメ被害の恐れがある場合は、保護ゲージ等を準備して下さい。

例 潜水作業時には警戒船〇丸を配備して、付近通航船舶に対する情報提供を〇項目の通り実施する(前述の②項目参照)とともに、A旗板を掲揚し、潜水土の潜水時には専従補助監視員により補助させます。また、潜水土と船上の連絡は常時インターホンにより連絡手段を確保します。

⑥ 水底土砂の安全性について

- ※ 平成7年4月1日施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正」により水底土砂の排出基準が強化されています。このため、平成7年4月1日以降に実施される港湾工事等において浚渫土砂等海域への排出は新基準(32項目)の安全性を確認しなければなりません。

さらに平成15年10月1日施行の「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、水底土砂の排出基準に新たにダイオキシン類が追加となっているので、留意してください。

- ※ 水底土砂を攪拌する作業、海域への排出を伴う水底土砂の浚渫作業時については、上記安全性を確認して施工することを明記して下さい。
また、新規実施される海域については、新基準(32項目)及びダイオキシン類の検査結果の写しを添付願います。

例 浚渫作業前には、浚渫予定箇所の水底土砂を分析のうえ、有害物質を含まないことを確認して実施します。

例 別添のとおり、発注者〇〇において、平成〇〇年〇月〇日実施の水底土砂の分析の結果、浚渫予定海域の水底土砂は有害な物質を含まないことが確認されています。

⑦ 残存機雷等の安全性について

- ※ 当部管内には、第二次大戦中に敷設され未だ発見されていない残存機雷が55個存在すると推定されており、危険海面及び残存機雷海面が別紙8のとおり設定されています。

また、機雷に限らず戦時中に投下、廃棄された爆弾、弾薬等の爆発物が水中では不安定なまま存在している可能性がありますので、国土交通省九州地方整備局の「機雷等残存海域における港湾工事等の安全対策実施要領」を遵守のうえ、安全の確認を行って下さい。

過去に浚渫作業が継続的に実施された海域等については、管理者の副申を添付願います。

※ 危険海面外についても、適切な方法により爆発物の有無を確認のうえ、施工して下さい。

例 工事に先立ち、別途契約による磁気探査を実施し、実施結果を当社で確認し、異常物及び異常値がないことを確認して浚渫工事に着手します。

例 管理者〇〇に確認の結果、工事区域は、別紙〇のとおり平成〇年から平成〇年にかけて磁気探査及び維持浚渫作業が実施されており、爆発物等の異常物は発見されておらず、爆発物等は存在しない旨の副申を得ております。

⑧ 工事中止期間の措置について

工事に必要のない船舶を不必要に工事区域内に停泊、待機させないようにして下さい。

※ やむを得ず工事工法の都合等により作業船等を夜間停泊させる場合には、必要な措置を講じるとともに停泊させる船舶の存在がわかるような照明をして下さい。

※ 航路側を照射するなど、通航船舶を眩惑する灯火、照明は行わないようにして下さい。

例 工事作業期間中、浚渫船は、作業区域内に停泊することとなりますが、航路側のアンカーについてはワイヤーを着底させて、陸側よりに停泊するとともに浚渫船は作業灯で照明します。また、浚渫船には作業員が常駐し、常時連絡体制が確保されています。

例 工事中止時及び毎夜間には、作業船団は、工事区域を離れ〇〇港〇岸壁に係留します。また、作業船の移動は、夜間に実施いたしません。

なお、工事区域を明示する標識灯火等は、工事を実施しない場合は撤去します。

⑨ 工作物等の明示について

※ スパット台船、矢板、足場、ブロック等を設置する場合は、標識灯等により位置表示が必要です。

※ 規格、灯火の質、色、光達距離、個数を明示して下さい。

※ 防波堤延長等に伴い工作物の末端が移動する場合は、その都度末端に灯火を設置すること。

※ 灯火の管理を行ってください。

※ 工事用灯火は原則として黄色15カンデラ未満ですが、航路と隣接する場合は灯火の色等を指定することがありますので、別途相談下さい。

例 防波堤延長のケーソンを設置した場合には末端に標識灯(黄色、〇秒〇閃、光達距離〇メートル、〇社製〇型)各1基計〇基を設置し、位置を明示します。

なお、設置灯火は毎日始業時に点検し異常がないことを確認します。

例 スパット台船の四隅には、標識灯(黄色、〇秒〇閃、光達距離〇メートル、〇社製〇型)を設置

します。

なお、設置灯火は毎日始業時に点検し異常がないことを確認するほか、近隣〇〇に夜間の点灯状況の確認を依頼します。

⑩ 発注者について

※ 発注者住所(所在地)、名称、担当部局、担当者、連絡先、契約期間を明確にすれば、特に契約書等の書類は必要ありません。

⑪ その他

その他の安全対策等を記載します。

例 安全対策等

- イ 現場作業員には救命胴衣等の安全具を装着させます。
- ロ 潜水作業においては、警戒船(付近陸上)に国際信号A旗板を掲揚し、警戒員を配置し見張りを厳とする等の安全対策をとります。
- ハ 廃棄物の流出、油流出防止には万全を期します。
- ニ 流出油防止のため、防除資材及びオイルフェンスを、作業船〇号に準備します。
- ホ 関係法令を遵守するとともに、本許可内容を作業員に周知のうえ事故防止を図ります。
- ヘ 作業台船等曳航の際は、海上衝突予防法に基づく形象物を掲揚します。
- ト 水路業務法に基づく形象物を掲揚します。
- チ 作業内容の変更、期間の変更を行う場合は、事前に許可を得ます。
- リ 作業中は常時警戒船を配備します。
- ヌ 作業現場には、本許可証を備え置きます。
- ル 作業完了時には、速やかに完了届を提出します。
- ヲ 事故発生時には、別紙〇の連絡網にて連絡いたします。
- ワ 現場責任者の連絡先(昼間、夜間)及び緊急時の連絡網(別紙3作成例参照)

⑫ 添付書類

添付必要書類及び添付順序は原則として次のとおりです。

- ・ 位置図(港湾・漁港整備計画に基づくものであれば、当該計画図を活用して結構です。)
- ・ 現場詳細図(工事作業区域、浚渫船の配置図、灯火設置状況を含んだものでも結構です。)
- ・ 工事関係図面(構造、断面等)
- ・ 作業工程表
- ・ 使用船舶一覧表(別紙9の使用船舶一覧表の項目を満たしていれば船舶検査証書等の写し添付は省略可能です。なお、数隻の船舶を使用する場合は、船舶検査証書の写しを添付しても結構です。)
- ・ 潜水土一覧表(別紙10の一覧表の項目を満たしていれば潜水土免状等の写し添付は省略可能です。なお、少数の場合は、潜水土免状等の写しを添付しても結構です。)
- ・ 警戒船調書(別紙11参照)
 - 警戒船講習受講の有無 業務講習受講証明書の写しを添付して下さい。
- ・ 副申、安全確認文書、探査、分析結果
- ・ その他必要書類

7 工事内容等に変更が生じた場合は？

工事施工内容、期間、使用船舶等の許可内容に変更が生じる場合は、事前に許可または届出をする必要があります。

- ※ 内容の変更 別紙4参照
- ※ 期間の変更 別紙5参照
- ※ 使用船舶の変更 別紙6参照

8 工事の完了時には？

工事完了の時期は実際の海上工事が終了した時点(陸上の後片づけ等は含みません。)で別紙7の完了届を提出して下さい。

- ※ 提出部数は、許可申請書(届)の部数に同じです。
- ※ 官の工事検査後手直しが生じる場合は、予備日以上に期間を延伸する場合には、期間延長の変更申請が必要となります。また、工事内容が異なる場合は、内容変更若しくは新たに許可申請の必要がありますので、事前にご相談下さい。
- ※ 潜堤等設置に伴い水面下の水深に変更を来す場合及び深淺測量等水深を確認する作業については、測量結果等を添付して下さい。
- ※ 磁気探査等については、異常値一覧及び揚収物一覧の写しを添付するか、異常の有無を明記して下さい。

9 その他参考事項

(1) 他法令との関係

工事・作業許可申請書の許可は、港則法にかかるもののみであり、他関係法令(港湾法、河川法、自然公園法、公有水面埋立法等)にかかる許可、届出が必要となる場合がありますので、当部への許可申請とは別に港湾、漁港、海岸、自然公園の管理者などに確認が必要です。

(2) 簡易標識の設置及び許可標識の設置

工事・作業に伴い工事区域を明示するため、一時的短期間に簡易標識を設置する場合を除き、築造した防波堤先端に簡易標識(15カンデラ未満)を長期間設置する場合等は、簡易標識調査票(別紙12参照)による届出が必要です。

また、航路標識法により、15カンデラ以上の標識灯火、立標、浮標等の航路標識を設置する場合は、許可が必要となりますので、当部に事前に問い合わせ下さい。

(3) 水底土砂の排出

浚渫活動その他の船舶の通常活動に伴い生じる水底土砂の排出方法については、水底土砂の種類により「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」による規制があります。

また、各海上保安部に登録を受けた廃棄物排出船(土運船)の主な廃棄物の積み込み地の変更が生じる場合には、登録海上保安部での変更の届出が必要となる場合がありますので、最寄りの海上保安部に問い合わせ下さい。

その他、工作物を海上に設置する場合は、海洋施設設置届の提出が必要となる場合がありますので、工事・作業許可申請に併せてご相談下さい。

(4) 水路測量について

水路業務法第6条の規定で、「海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。但し、学術上の目的をもって行う測量、局地的な測量等について国土交通省令で定める場合は、この限りでない。」となっていることから、測量をする場合には予め許可を取る必要がある場合があります。

(5) 佐世保港における米海軍施設区域について

佐世保港においては、日米地位協定に基づく米海軍の施設水域が港内の約83%に及んでいますので、立ち入り、錨泊、潜水、サルベージ等については、米海軍佐世保基地司令官の許可、同意を必要とする場合があります。

特に、佐世保港内で作業船舶等を錨泊させる場合(トン数に規定なし)には、当部にて米海軍と調整を行い錨地の指定を行いますので、事前に問い合わせ下さい。

10 港則法適用港以外の工事・作業は？

港則法適用港以外の海域でも、水路業務法、海上保安庁法等により海上における通航船舶の安全確保、海図等の改版等の必要性から任意の届け出を行って下さい。届け出の方法については、本許可申請に準じた内容により届出をお願いします。

※ 各申請の許可の部分で「届」に改めて提出して下さい。

※ 佐世保海上保安部管内は、全て佐世保海上保安部長あてとなります。

工事・作業及び標識に関する問い合わせ先

佐世保海上保安部 交通課		
〒857-0852	佐世保市干尽町4-1	港湾合同庁舎内
TEL(一般)	0956-31-5512	
FAX	0956-26-1199	
緊急・海難	0956-31-6003	
緊急・海難	118 (第七管区海上保安本部)	

平戸海上保安署		
〒859-5121	平戸市岩ノ上町1529-2	
TEL(一般)	0950-22-3997	
緊急・海難	0950-22-4999	
緊急・海難	118 (第七管区海上保安本部)	

佐世保海上保安部管内港則法適用港

申請書の宛先

- ・宛先① 佐世保港長
- ・宛先② 佐世保海上保安部長
- ・宛先③ 佐世保海上保安部長(平戸海上保安署長経由)
- ・宛先④ 長崎海上保安部長

港名	港の区域	受付先・宛先
大村	玖島埼から臼島南端まで引いた線、同地点から311度に箕島まで引いた線、臼島三角点78メートル(北緯32度54分9秒東経129度56分30秒)から310度2,430メートルの地点から25度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	佐世保 宛先②
崎戸	鶴埼から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から芋島島頂まで引いた線、同地点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	長崎 宛先④
佐世保 特定港	高後埼から寄船埼まで引いた線、猪ノ首鼻から口木埼まで引いた線、フル埼から針尾島三ツ岳山頂(28メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに佐世保川平瀬橋及び日宇川白岳橋各下流の河川水面	佐世保 宛先①
相浦	大埼から340度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	佐世保 宛先②
臼浦	魚貝埼からコウゴ瀬まで引いた線、同地点から黒島北端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	佐世保 宛先②
江迎	銭立鼻から小島(高櫛島)西端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎大橋下流の江迎川水面	佐世保 宛先②
田平	南風埼から平戸島南竜埼まで引いた線、同地点から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平戸 宛先③
松浦	蛭子埼(北緯33度21分3秒東経129度42分8秒)から316度150メートルの地点から0度1,910メートルの地点まで引いた線、同地点から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	佐世保 宛先②

別紙1-2

港名	港の区域	受付先・宛先
小値賀	小値賀港沖防波堤灯台(北緯33度10分46秒東経129度3分7秒)から154度30分240メートルの地点から307度810メートルの地点まで引いた線、同地点から35度に引いた線、同灯台から81度870メートルの地点から60度400メートルの地点まで引いた線、同地点から40度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	佐世保 宛先②
今福	野埼から履尾鼻(北緯33度22分1秒東経129度44分43秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	佐世保 宛先②
有川	野首埼から249度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	長崎 宛先④
平戸	山姥埼から黒子島東端を経て獅子駒埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平戸 宛先③
津吉	坊山埼から待鹿埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平戸 宛先③
生月	鳥瀬埼から90度1,500メートルの地点まで引いた線、同地点から180度に引いた線、呼埼から潮見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平戸 宛先③
大島	曲り鼻から180度600メートルの地点まで引いた線、同地点から90度に引いた線、ツルノサガリ鼻から180度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	平戸 宛先③

別紙2

(工事・作業)許可申請書(届)

平成 年 月 日

殿

申請者住所

氏 名

印

電話番号

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区域を示す図面を添付すること)

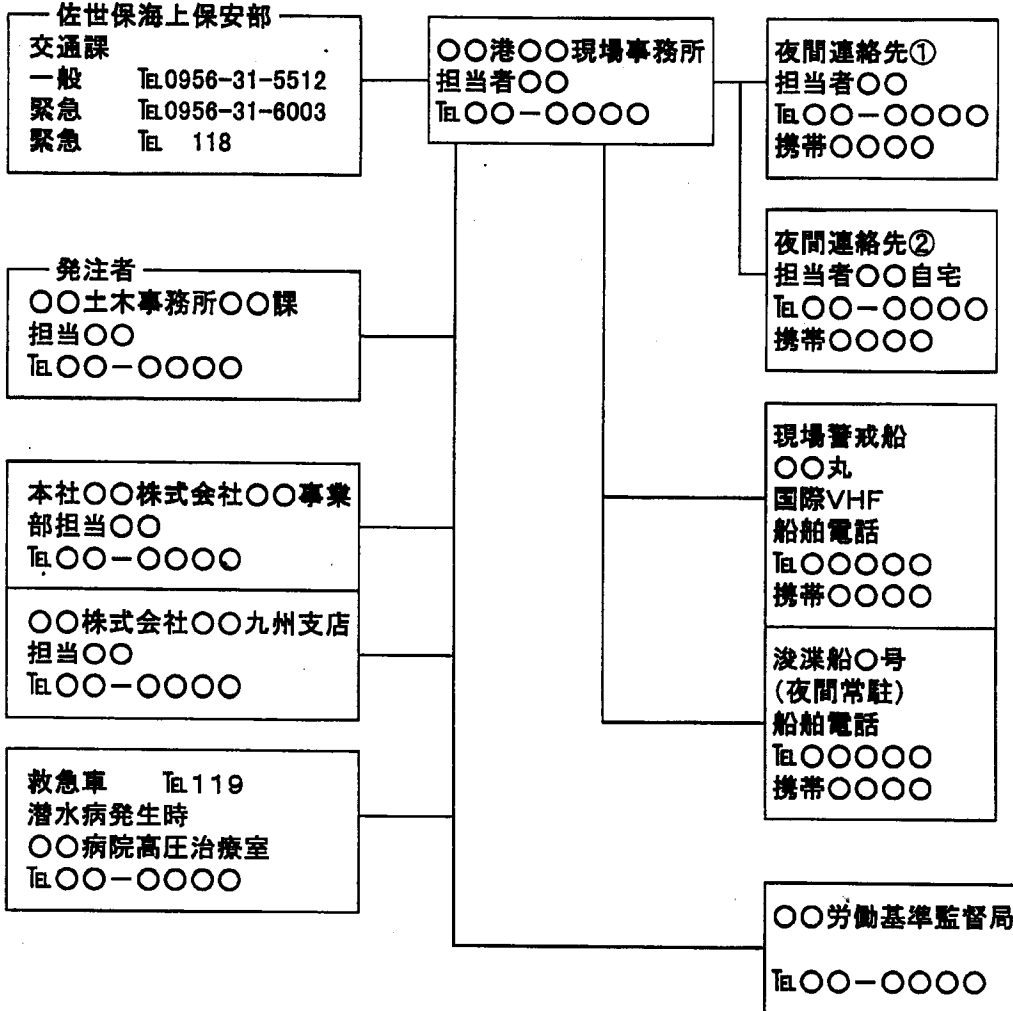
4 方法

(火薬類を使用する場合は、その旨記載すること)

5 その他

(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等について記載すること)

緊急時の連絡網(例)



・安全管理要綱
.....

・始業前点検
.....

・緊急時の措置
.....

本社担当	支店担当	現場監督	作業管理者	安全管理者	作業員

工事・作業内容変更許可申請書(届)

平成 年 月 日

殿

申請者住所

氏 名
電話番号

印

佐世保港長許可第〇〇号(平成〇年〇月〇日)をもって許可を受けておりました〇〇港〇〇防波堤工事について、下記のとおり工事・作業内容の変更を生じたので申請します。

記

1 理由

※ 具体的に記載する

例 平成〇年〇月〇日から海上工事着手のところ、現場海底が軟弱地盤であることが判明し、サンドコンパクション工事が追加となったため

2 期間

3 区域又は場所

4 方法

5 その他

※ 工事・作業許可申請書の申請方法に準じる申請方法

※ 本許可申請に期間変更、使用船舶変更を含んでよい。

期間変更許可申請書(届)

平成 年 月 日

殿

申請者住所

氏 名
電話番号

印

佐世保港長許可第〇〇号(平成〇年〇月〇日)をもって許可を受けておりました〇〇港〇〇防波堤工事について、下記のとおり期間変更申請します。

記

1 理由

※ 具体的に記載する。

例 平成〇年〇月〇日から海上工事着手のところ、海上荒天のため、工事が実施出来ず契約及び許可申請期間に完工することが不可能となったため。
なお、発注者及び港湾管理者である〇〇の了解は得ています。

2 期間

(新) 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 日出から日没

(旧) 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 日出から日没

3 その他

(1) 安全対策及び使用船舶に変更はありません。

(2) 変更後の工程は別表工程表のとおりです。

※ 工事方法、使用船舶、安全対策等に変更を生じた場合は、使用船舶変更届、工事・作業内容変更許可申請書の提出が必要である。

※ 変更後の工程表を添付すること。

使用船舶変更届

※ 潜水士、警戒員の変更を使用する場合は、表題を潜水作業従事者変更届、警戒業務従事者変更届に書き換えて下さい。

平成 年 月 日

殿

申請者住所

氏 名

印

電話番号

佐世保港長許可第〇〇号(平成〇年〇月〇日)をもって許可を受けておりました〇港〇〇防波堤工事について、下記のとおり使用船舶の変更を生じたので届出ます。

記

1 理由

※ 具体的に記載する。

例 平成〇年〇月〇日から海上工事着手のところ、土運船の追加が必要となったため。

2 変更船舶

※ 使用船舶一覧表等を添付し、変更、削除、新規追加船舶を明確にすること。

工事・作業完了届

平成 年 月 日

殿

申請者住所
氏 名
電話番号

印

- 1 目的及び種類
※ 申請と同じく記載する。
- 2 発注者
〇〇県〇〇課〇〇係
- 3 施工者
申請者に同じ。
- 4 作業の場所
※ 概略の位置で支障ない。
- 5 許可番号及び許可年月日
佐世保港長許可第〇〇号 平成〇年〇月〇日
※ 工事内容、期間変更に伴う申請を行った場合はすべて許可番号、許可年月日を記載する。
- 6 許可の期間
平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日(日出～日没)
※ 期間変更を行った場合最終的な変更期日を記載する。
- 7 海上工事着手年月日
平成〇年〇月〇日
※ 実際に海上工事に着手した日時を記載する。
- 8 海上工事終了年月日
平成〇年〇月〇日
※ 実際に海上工事を終了した日時を記載する。
- 9 備考
※ その他必要事項、添付物を記載する。

使用船舶一覽表										記入例		
船種 用途	船名・名称 船体番号	船質	総トン数	有効検査年月日 作業時最大定員	使用船舶の要目等 長さ×幅×深さ(m)		所有者名称	船舶電話番号 呼出符号等	船長氏名 所有免許・有船牌照	備考		
					旋回式浮きクレーン	44X16X3					000000建設船	090-0000-0000 JM0000
起重機船	第000丸	鋼		H00.00.00			000000建設船	090-0000-0000 JM0000	000000 5選・H	船長氏名 090-0000-0000		
作業船	長00000号											
母船	000丸	FRP	19t	H00.00.00 12名	押船兼交通船		000000	090-0000-0000	000000 新小1・H			
作業船	000丸	FRP	5t未満	H00.00.00 10名	交通兼作業船		000000	090-0000-0000	000000 新小2・H			
潜水士船	292-00000				9.30m							
小型兼用船	000丸	FRP	9.7t	H00.00.00 6名	小型兼用船		000000	090-0000-0000	000000 旧小1・H			
警戒船	292-00000				14.70m							

警 戒 船 調 書
 (1隻につき1枚作成する)

船 名

総トン数	ト	速力	ノット	乗組員数	名
長さ	m	幅	m	深さ	m

船舶所有者
住 所

氏 名

船 長
住 所

氏 名

生年月日

受講番号

警戒要員
住 所

氏 名

生年月日

受講番号

警戒資機材 (警戒船として積み込む資機材等)

簡易標識調査票

様式 1

標識種別			
所在地	(住所)		
	(北緯)	(東経)	
設置目的			
港種等			
塗色及び構造			
灯質			
光度			
光達距離			
保守管理方法			
高さ	地上から灯火まで	m	
	平均水面から灯火まで	m	
	地上から構造物まで	m	
設置年月日			
廃止(予定)年月日			
設置者			
管理者			
海図番号			
近傍標識名			
認定番号	JANA認定品		
参考事項	連絡先	管理者	
		事故発生時	
	機器	製造会社	
		型式	
その他			
記事	別紙 事故発生時の連絡先系統図:		

(注)1 添付書類: 図面(付近海域の状況がわかる位置図)

写真(遠景・近景を各2部)

仕様書(メーカー提出のもののコピー)

2 台風等の何等かの事故により、標識機能に障害が発生した場合は、復旧措置をとるとともに、保安部交通課までご連絡下さい。

3 標識灯を変更したり、新たに設置される場合は、事前に相談してください。

※ 佐世保海上保安部 交通課 〒857-0852 佐世保市千尽町4-1 TEL0956-31-5512